

徳島市水道ビジョン2019フォローアップ会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市水道事業の長期的な事業運営の指針であり基本計画となる徳島市水道ビジョン2019を検証し、今後の計画の取り組みに向けた参考とするため、徳島市水道ビジョン2019フォローアップ会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、徳島市水道ビジョン2019の計画実施状況や課題を共有し、効果検証等に関して意見交換を行う。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから徳島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 識見を有するもの。
- (2) その他管理者が必要と認める者。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから管理者が指名する。

- 2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は必要に応じて会議を招集し、議長として会議を進める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席をしなければ開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面により意見を求めることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席をさせ、関係事項について説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の決定により、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、経営企画課に置くものとする。

(設置期間)

第8条 会議の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。